

判決年月日	平成 2 3 年 1 0 月 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 2 3 5 号		
○ 名称を「液晶表示装置用重畳フィルムの製造方法、液晶表示装置用重畳フィルム及び液晶表示装置」とする発明について、進歩性を欠き独立特許要件を満たさないとの理由で補正を却下し拒絶査定不服審判請求を成り立たないとした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項，126 条 5 項（ただし，平成 18 年法律第 55 号による改正前のもの）

1 事案の概要

原告は，平成 16 年 7 月 23 日，名称を「偏光フィルム，重畳フィルム及び液晶表示装置」（その後の補正により，「液晶表示装置用重畳フィルムの製造方法，液晶表示装置用重畳フィルム及び液晶表示装置」に改められた。）とする発明につき，優先日を平成 15 年 8 月 8 日，優先権主張国を日本として特許出願をしたが，拒絶査定を受けたので，特許庁に対して不服審判請求をし（不服 2008－8709 号事件），その後，特許請求の範囲及び発明の詳細な説明の各記載を一部改める補正（本件補正）をしたが，特許庁は，平成 22 年 6 月 16 日，本件補正を却下するとともに，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。審決の理由の要点は，①本件補正後の請求項 1 の発明（補正発明）は引用文献 1（特開 2002－22942 号公報）に記載された引用発明に引用文献 2 ないし 6（特開 2001－166134 号公報等）に記載された事項を組み合わせることで，当業者において容易に発明することができたものであるから，進歩性を欠くところ，本件補正は，特許請求の範囲の減縮を目的とするもので，独立特許要件を欠くから，却下すべきものである，②本件補正前の請求項 1 の発明も，補正発明の特許請求の範囲の記載から「位相差フィルム」についての特定事項である「縦一軸延伸」という事項を削除したものに相当するところ，引用文献 1 に記載された発明に引用文献 2 ないし 6 に記載された事項を組み合わせることで，当業者において容易に発明することができたものであるから，進歩性を欠く，というものであった。

そこで，原告が上記審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

なお，補正発明の特徴は，液晶表示装置等に用いられる，偏光フィルムと位相差フィルムを積層した重畳フィルムにおいて，長尺フィルムである偏光フィルムを横方向（幅方向）に延伸して作製するとともに，同じく長尺フィルムである位相差フィルムを縦方向（長手方向）に延伸して作製し，偏光フィルムと位相差フィルムをロールから切り離さずに（ロール to ロール）貼り合わせる（積層させる）点にある。

2 裁判所の判断

裁判所は，①補正発明は，引用発明の構成を従来技術として認識し，そこにおける技術的課題を設定し，その解決手段としてその構成を採用し，それに伴う作用効果を見出したものであって，引

用発明が想定していない偏光フィルムと位相差フィルムの貼り合わせの位置関係を前提にして、両フィルムを積層させる液晶表示装置用重畳フィルムの製造方法の完成に至ったものであるところ、補正発明が意図した技術的課題とその解決手段にかんがみると、補正発明と引用発明の相違点に係る構成が引用文献1で許容されているとみるのは相当でない、②引用文献2ないし6も、ロールtoロールの方法で偏光フィルムと位相差フィルムを貼り合わせる発明に対して各引用文献に記載された事項を当業者が適用する可能性及びその効果について教示するものではない上、本件優先日当時、VA型（垂直配向型）液晶表示装置等に用いる重畳フィルムを作製するために、偏光フィルムの吸収軸と位相差フィルムの遅相軸とが直交（偏光フィルムの透過軸と位相差フィルムの遅相軸が平行）するように両フィルムを貼り合わせるという条件の下で、ロールtoロールの方法で両フィルムを貼り合わせるためには、引用発明のように、横方向に延伸して遅相軸が横方向に現れる位相差フィルムを作製し、他方でフィルムを縦方向に延伸し、吸収軸が縦方向に現れる偏光フィルムを作製して、両フィルムを貼り合わせる方法を採用するか、又は縦方向に遅相軸を有する位相差フィルムをロールから切り離して、縦方向に吸収軸を有する偏光フィルムのロールと貼り合わせる方法を採用するのが当業者の一般的な技術常識であったと認められ、本件優先日当時、縦方向に延伸して位相差フィルムを作製する方法や横方向に延伸して偏光フィルムを作製する方法が存在したとしても、これらの方法をすべて採用し、引用発明に適用して相違点を解消するには、当業者の上記の技術常識を超越して新たな発想に至る必要があるのであって、当業者にとってかかる創意工夫が容易であったかは極めて疑問である等として、本件優先日当時、当業者が引用発明に引用文献2ないし6に記載された事項や周知技術を適用して、補正発明と引用発明の相違点に係る構成に想到することが容易であったと認めることはできないと判示して、審決を取り消した。